

検査頻度判定シート

特設水道の名称：

番号	グループ	項目名	基準値	①		条件エ ※確認事項 適否	②		条件キ ※確認事項 適否	※検査頻度 最大値オかつ条件キ適 → 3年に1回 最大値アかつ条件エ適 → 3年に1回以上 最大値イかつ条件エ適 → 1年に1回以上
				過去3年間の 最大値	最大値の状況		過去5年間の 最大値	最大値の状況		
				年 月 年 月			年 月 年 月			
3	D	カドミウム及びその化合物	0.003	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.0003 ≦ 0.0006			オ 50% カ ≦ 0.0015			
4		水銀及びその化合物	0.0005	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.00005 ≦ 0.00010			オ 50% カ ≦ 0.00025			
5		セレン及びその化合物	0.01	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.001 ≦ 0.002			オ 50% カ ≦ 0.005			
7		ヒ素及びその化合物	0.01	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.001 ≦ 0.002			オ 50% カ ≦ 0.005			
12		フッ素及びその化合物	0.8	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.08 ≦ 0.16			オ 50% カ ≦ 0.40			
13		ホウ素及びその化合物	1.0	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.1 ≦ 0.2			オ 50% カ ≦ 0.5	※		
36		ナトリウム及びその化合物	200	ア 10% イ 20% ウ ≦ 20 ≦ 40			オ 50% カ ≦ 100	2		
39		カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	ア 10% イ 20% ウ ≦ 30 ≦ 60			オ 50% カ ≦ 150			
40		蒸発残留物	500	ア 10% イ 20% ウ ≦ 50 ≦ 100			オ 50% カ ≦ 250			
41		陰イオン界面活性剤	0.2	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.02 ≦ 0.04			オ 50% カ ≦ 0.10			
44		非イオン界面活性剤	0.02	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.002 ≦ 0.004			オ 50% カ ≦ 0.010			
45		フェノール類	0.005	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.0005 ≦ 0.001			オ 50% カ ≦ 0.0025			
6	E	鉛及びその化合物	0.01	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.001 ≦ 0.002	※		オ 50% カ ≦ 0.005			
8		六価クロム化合物	0.02	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.002 ≦ 0.00	1		オ 50% カ ≦ 0.010			
32		亜鉛及びその化合物	1.0	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.1 ≦ 0.2			オ 50% カ ≦ 0.5	※		
33		アルミニウム及びその化合物	0.2	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.02 ≦ 0.04			オ 50% カ ≦ 0.10	3		
35		銅及びその化合物	1.0	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.1 ≦ 0.2			オ 50% カ ≦ 0.5			
14	F	四塩化炭素	0.002	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.0002 ≦ 0.0004			オ 50% カ ≦ 0.0010			
15		1,4-ジオキサン	0.05	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.005 ≦ 0.01			オ 50% カ ≦ 0.025			
16		シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.004 ≦ 0.008			オ 50% カ ≦ 0.020			
17		ジクロロメタン	0.02	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.002 ≦ 0.004			オ 50% カ ≦ 0.010	※		
18		テトラクロロエチレン	0.01	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.001 ≦ 0.002			オ 50% カ ≦ 0.005	4		
19		トリクロロエチレン	0.01	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.001 ≦ 0.002			オ 50% カ ≦ 0.005			
20		ベンゼン	0.01	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.001 ≦ 0.002			オ 50% カ ≦ 0.005			
9		G	亜硝酸態窒素	0.04	ア 10% イ 20% ウ ≦ 0.004 ≦ 0.008			オ 50% カ ≦ 0.020		

※確認事項 (適合する場合、その判断理由を特設水道水質検査計画「3 定期的水質検査を省略する場合については、その項目及び理由」に設定理由を記載してください。)

- 水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められるか？
(過去3年間に於いて水源の種類、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く)
- 原水並びに水源及びその状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？
- 原水、水源及びその状況並びに薬品及び資機材等の使用状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？
- 原水並びに水源及びその状況を勘案して検査を行う必要がないことが明らかか？
(地下水を水源とする場合は、その近傍の地域における地下水の状況を含む)

※検査頻度

- ①及び②に適合する場合は、①に基づき実施検査頻度を設定してください。
(ただし、番号43非イオン界面活性剤については、省略可能な場合があります。)